

「千の葉の芸術祭」広報・プロモーション関連業務委託 公募型プロポーザル

募 集 要 項

1 委託業務の概要

- (1) 業務名 「千の葉の芸術祭」広報・プロモーション関連業務委託
- (2) 業務内容 別紙『「千の葉の芸術祭」広報・プロモーション関連業務委託 仕様書』
のとおり
- (3) 実施期間 契約締結日 ～ 令和3年2月28日(日)
- (4) 委託予定上限額
22,000千円(消費税・地方消費税を含む)
※ 令和2年度千葉市予算の成立が前提であり、業務内容等に変更があり得ることを、
あらかじめご了承ください。
※この金額は予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものです。

2 応募資格要件

応募者の資格要件は、次に掲げるすべての条件を満たす者としてします。

- (1) 本募集開始日において、千葉市委託入札参加資格者名簿に業種「広告・催事」で登録されている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者
 - ア 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置または指名回避を受けていない者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - ウ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - エ 会社更生法(昭和14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づき裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づき裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
 - キ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

3 実施スケジュール

- ①公募開始 令和元年12月16日(月)

②参加申込書の受付期間	令和元年12月23日(月)～令和2年1月10日(金)
③質問書の提出期限	令和元年12月23日(月)
④質問の回答	令和元年12月26日(木)
⑤企画提案書の受付期間	令和2年1月22日(水)～1月28日(火)
⑥選定結果通知	令和2年2月中旬

4 応募手続き等

(1) 参加申込書の提出

参加申込書の提出をもって、本プロポーザルに応募したものとします。

①受付期間：令和元年12月23日(月)～令和2年1月10日(金)

②提出方法：電子メール

③提出先：「11 お問い合わせ・各種資料提出先」

④提出書類

ア 参加申込書（様式1-1） 1部

イ 誓約書（様式1-2） 1部

ウ 定款

※電子メールの件名に「千の葉の芸術祭広報・プロモーション関連業務委託 参加申込書の提出について」と明記して下さい。

(2) 質問書の提出

質問事項が無い場合は提出の必要はありません。

①提出期限：令和元年12月23日(月)

②提出方法：電子メール

③提出先：「11 お問い合わせ・各種資料提出先」

④提出書類：質問書（様式2）

⑤質問回答：質問書を提出いただいたすべての事業者に、令和元年12月26日(木)

17時までに電子メールにて質問への回答をします。

※電子メールの件名に「千の葉の芸術祭広報・プロモーション関連業務委託 質問書の提出について」と明記して下さい。

※企画提案書の審査内容に係る質問には回答できません。また、提出期限後の質問は受け付けません。

(3) 企画提案書等の提出

①受付期間：令和2年1月22日(水)～1月28日(火)

②提出方法：郵送（簡易書留郵便に限る）または持参

※郵送の場合は、令和2年1月28日(火) 必着とします。

※持参による場合は、土曜、日曜及び祝・休日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

③提出先：「11 お問合せ・各種資料提出先」

④提出書類

ア 提案書

(ア) 提案事業者の概要（様式3） 1部

(イ) 業務実績（様式3－別紙1） 10部

(ウ) 業務の実施体制（様式3－別紙2） 10部

(エ) 業務の実施方針と手法（様式3－別紙3） 10部

(オ) 提案者の個性や独自性を表現する資料（様式3－別紙4） 10部

イ 参考見積書（様式4） 1部

⑤注意事項

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するための最小限のイメージ図・イラスト・写真等の使用は可能です。ただし、社名やロゴマーク等、提案者が特定される図柄は使用しないでください。

ウ 公正な評価のため、実行委員会では提案事業者名を伏せて評価を行います。提案の所定箇所以外に「提案事業者名」及び「提案事業者名が推定できるような表現」は記載しないでください。

エ 提案書（イ）～（エ）（様式3－別紙1～4）は自由様式（A4サイズ）での提出も可とします。

オ 提案書等の提出後、本事務局の判断により補足資料を求めることがあります。

カ 提出された書類は返却しません。

キ 提案内容の変更は認められません。

ク 複数の提案書の提出はできません。

ケ 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

コ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(4) 企画提案に関するヒアリング

企画提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。

（提案の内容に関するプレゼンテーションでは、ありません。）

5 審査方法

実行委員会において、次の項目について書類審査を行い、本業務委託契約の相手方を選定します。すべての提案者に対し、選定、非選定の旨を通知します。ただし、審査結果

に関する異議の申し立ては受け付けません。

※提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を委託契約予定者とします。

6 審査項目

別紙「審査項目及び評価の基準について」を参照

7 契約

- (1) 上記により選定された者を、事業の委託契約予定者とします。
- (2) 委託契約予定者と契約条件を協議の上、選定された契約を締結します。
- (3) 提案内容をもとに委託業務内容の詳細については、受託者と実行委員会との協議により決定することとします。
- (4) 契約額については、提案内容等を勘案し決定するため、契約額が見積額と同じになるとは限りません。
- (5) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。

8 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とすることがあります。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法、民事再生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 審査の公平を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) 見積書の見積金額（税込）が委託予定上限額を超えて提出された場合

9 業務遂行上の留意点

- (1) 受注者は、この業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議の上、業務の一部を委託することができます。
- (2) 業務遂行上発生した問題等については、受託者と実行委員会で協議の上、対応を決定することとします。
- (3) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に実行委員会事務局と打ち合わせ等を行うこととします。

10 その他

- (1) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案に要する費用
企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (3) 著作権・特許権
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権等その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。
- (5) 応募書類の取扱い
提出された各書類は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。
- (6) 受託者の名称は公表できるものとします。

11 お問い合わせ・各種資料提出先

千の葉の芸術祭実行委員会事務局

(千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課内) 担当：渡邊、川口

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所8階）

電話：043-245-5961 FAX：043-245-5592

E-mail：bunka.CIL@city.chiba.lg.jp